

新型コロナウイルス感染症対策の 基本的対処方針に係る変更内容の概要

オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策

項目	内容
国民への周知等	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>お盆や夏休み等の帰省時等に高齢者や基礎疾患のある者と会う際は、事前に陰性の検査結果を確認すること、早期にワクチン3回目接種を受けること等を促す。</u> ・ <u>換気については、令和4年7月14日のコロナ分科会提言を踏まえ、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等を行うことを促す。</u> 特に高齢者施設、学校、保育所等においては、<u>同提言で示された施設の特性に応じた留意点を踏まえ効果的な換気を実施することを促す。</u>
学校等	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>運動部活動のマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じつつ、接触を伴うものをはじめ活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドライン等を踏まえて対応するとともに、活動の実施中以外の練習場所や更衣室等の共有エリアの利用、部活動前後の集団での飲食の場面や移動に当たっては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底する。</u> ・ <u>地域の実情に応じ、小学校内で感染者が複数確認された場合の関係する教職員や児童生徒等に対する検査の実施</u>

項 目

内 容

学校等

- ・ 地域の感染状況に応じて、自治体又は大会主催者等若しくは学校等の判断で、部活動の大会前や修学旅行前等において、健康観察表や健康観察アプリ等も活用しながら、日々の健康状態を把握し、何らかの症状がある場合等は検査を行い、陰性を確認した上で参加するよう促す。
- ・ 感染が拡大している又は高止まりしている地域において、小学校等でクラスターが多発する場合には、地域の実情に応じ、自治体又は学校等の判断で、教職員等に対する頻回検査又は長期休業後等における教職員に対する検査、部活動等における感染リスクの高い活動の制限を行う。

保育所、認定こども園等

- ・ 感染が拡大している又は高止まりしている地域において、保育所、幼稚園等でクラスターが多発する場合には、地域の実情に応じ、職員に対する頻回検査を行う。

高齢者施設

- ・ 高齢者施設等の利用者等に対するワクチン4回目接種について、接種促進を自治体や関係団体に対し依頼することにより希望するものへの接種を速やかに実施する。
- ・ 地域の実情に応じ、感染者が発生した場合の早期の幅広い検査の実施、帰省した親族との接触等が想定されるお盆後等の節目での利用者への検査、職員に対する早期の3回目のワクチン接種を行う。
- ・ 感染が拡大している又は高止まりしている地域等において、職員に対する頻回検査を行う。